

加美町地域子育て支援拠点事業実施事業者 (運営費補助金交付対象事業者) 募集要項

募集期間：令和8年7月1日（水）～7月31日（金）

【担当部署】

加美町こども家庭課

電話：0229-87-8730

メールアドレス：kodomo-katei@town.kami.miyagi.jp

1 募集概要

加美町は、「第3期加美町子ども・子育て支援事業計画」に定めた、量の見込みに対する提供体制を確保するため、地域子育て支援拠点事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集し、本事業の運営に要する経費の一部を補助します。

現在、本事業を実施している事業者につきましても応募していただくことになります。

(1) 事業の目的

本事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第6条の3第6項の規定に基づき、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実に図り、子育ての不安感を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援するものです。

(2) 事業開始日、事業実施期間

令和9年4月1日

令和12年3月末日までの3年間

(3) 事業実施施設

教育・保育施設等

2 応募要件

次の要件すべてを満たす事業者とします。

(1) 応募時点において、加美町内で教育保育施設等を運営するもの。

(2) 令和9年3月31日までに本事業を実施できる環境を整備し、令和9年4月1日に開設が可能であること。

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項及び「地域子育て支援拠点事業の実施について（令和6年3月30日こ成環第113号）」別紙「地域子育て支援拠点事業実施要綱」を遵守し、適正に運営を行うこと。

(4) 役員、理事又は事業者等の代表が、加美町暴力団排除条例（平成25年条例第5号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

(5) 明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が本事業を提供することにより、子育てについての相談、情報の提供、その他の援助を行うこと。

(6) 安定的な経営、その他事業を適正に履行する見込みがあること。

3 事業内容

(1) 対象

保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、企業主導型保育施設等に通っていない0歳から就学前のこどもと保護者等。

(2) 開設日および開設時間

原則として週5日以上、かつ1日5時間以上

(3) 実施場所

- ①子育て親子が集う場として適した場所を実施すること。
- ②概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えのない程度の広さを確保すること。
- ③ベビーカー置き場及び駐車場、駐輪場を敷地内や近隣に確保すること。
- ④授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具、幼児用トイレ、オムツ交換スペースなど、乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

(5) 利用料

原則無料。

ただし、講習会の材料費等利用者負担が適当と認められる必要最低限の実費については、保護者同意の上、事業者が施設で徴収できるものとする。

(6) 事業内容

次の①～④に掲げる事業を実施すること。

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講座等の実施（年1回以上）

(7) 職員配置

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者（保育士資格等を有する者が望ましい。）を2名以上（非常勤でも可）配置すること。

(8) その他

- ①運営事業者は、実施する事業の質の向上に努めること。
- ②運営事業者及び事業に従事する者は、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について守秘義務を負い、当該業務の遂行以外に利用しないこと。
- ③利用者の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。
- ④本事業の実施にあたっては、本募集要項で定めるもののほか、こども家庭庁が定める「地域子育て支援拠点事業実施の実施について（令和6年3月30日こ成環第113号）」別紙「地域子育て支援拠点事業実施要綱」を遵守すること。

4 補助金等について

補助基準額は「子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和5年9月7日付けこ成事481号こども家庭庁長官通知。）」の別紙に定める基準額を上限とし、予算の範囲内で交付します。（当該国要綱の改正に伴い、金額は変動します。）

5 提出書類

- ・加美町地域子育て支援拠点事業実施事業者（運営費補助金対象事業者）応募申請書（様式1）
- ・添付書類一覧に記載の必要書類

6 提出方法

申込先へ持参してください（郵送等での提出は受付しておりません。）。併せて電子メールアドレス宛にデータでの提出もお願いいたします。なお、提出後も必要に応じて窓口へお越しいただき確認させていただく場合があります。

また、提出の際は必ずこども家庭課へ事前連絡をしてください。

7 スケジュール（予定）

事業者募集受付期間	令和8年7月1日（水）から7月31日（金） ※加美町ホームページに掲載
質問受付期間	令和8年7月1日（水）から7月15日（水） ※メールにて受付
町からの質問回答期日	令和8年7月21日（火） ※加美町ホームページで回答
書類審査、ヒアリング	令和8年8月から9月
子ども・子育て会議にて意見聴取	令和8年10月中旬
実施事業者の決定	令和8年10月下旬
開設準備、利用者募集	令和8年10月下旬から令和9年3月
事業開始	令和9年4月1日（木）

8 質疑及び回答

（1）受付期間及び提出方法

①受付期間

令和8年7月1日（水）午前8時30分から7月15日（水）正午まで

②提出方法

- ・必要事項及び質疑の内容を別添「質問票」（様式2）に記載の上、メールにより送付してください。
- ・送信後は、必ず電話での受信確認をお願いします。
- ・上記以外の方法（電話、訪問等）による質問はご遠慮ください。
- ・質問事項1件ごとに1枚作成してください。（1通の質問票に複数の質問事項を記載しないようにしてください）。
- ・メールを送付される際には、件名を「実施事業者募集質問票（事業者名）」に統一してください。

(2) 回答方法

令和8年7月21日(火)頃を目処に、受け付けた質疑に対する回答書を町ホームページに掲載します。なお回答書は、募集要項と一体のものとし、要項と同等の効力を有するものとします。

9 その他留意事項

- (1) 実施申請受付後、本事業実施予定施設において、必要に応じて現地確認を実施する場合があります。
- (2) 実施事業者決定後、関係法令等に基づく運営ができないと判断した場合には、事業の停止や決定の取消しを行う場合があります。

10 お問い合わせ・申込先

〒981-4252

宮城県加美郡加美町字西田四番7番地1

加美町 こども家庭課

電話 0229-87-8730

FAX 0229-63-7873

メールアドレス kodomo-katei@town.kami.miyagi.jp